

平成30年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 3 0 年 1 2 月 5 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 第6 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第74号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第75号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第76号 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第77号 四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第78号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第15 議案第79号 平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第80号 平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第81号 平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第82号 平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第83号 平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第84号 平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第85号 平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第22 議案第86号 平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 第23 議案第87号 平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 第24 議案第88号 平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
 第25 陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	樋口寛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	長谷部卓也君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	細川理香君	建設課長	吉岡孝祐君
健康福祉課長	野村和弘君	環境水道課長	宮本彰一君
教育長	川上哲男君	教育次長	熊谷敏郎君

生涯学習課長	林 瑞穂君	学校教育課長	西谷典生君
農業委員会事務局長	西田尚子君	農業委員会会長	林 幸一君
代表監査委員	田邊幹男君	総務課財政班長	津野 博君
大正・十和診療所事務長	川村裕之君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	酒井弘恵君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|       |        |     |       |
|-------|--------|-----|-------|
| 事務局 長 | 宮地正人君  | 次 長 | 三宮佳子君 |
| 書 記   | 國澤みやこ君 |     |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成30年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6 番下元真之君及び17番橋本保君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 3 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

12番議会運営委員長堀本伸一君。

○議会運営委員長（堀本伸一君） おはようございます。それでは、議会運営委員会を代表して私のほうから、本議会の会期日程についてご報告申し上げます。

平成30年第 4 回四万十町議会定例会の会期です。今議会につきましては、会期日程を12月 5 日水曜日より12月14日金曜日まで10日間の日程と決定をいたしましたので、よろしくご審議を賜りたいというふうに思います。

なお、今議会での一般質問者は 8 人でございます。質問日程については、12月12日水曜日、そして12月13日木曜日の 2 日間としておりますので、なお申し添えておきたいと思えます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（酒井祥成君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 5 日から12月14日までの10日間であります。

お諮りします。

平成30年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、平成30年第 4 回定例会の会

期は本日から12月14日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成30年10月3日から5日まで、議員16名が執行部と共に議員全員県外研修として熊本県・佐賀県を訪問いたしました。地震災害の復興の取組や木造応急仮設住宅、議会運営、図書館運営等について研修を行いました。

10月10日から12日、農林水産課、四万十町森林組合、高幡木材センターと共に、町長の議員派遣要請に応じ、味元議員が韓国への視察訪問団に参加いたしました。韓国では、四万十ヒノキの販売、流通拡大について協議・検討・商談等を行いました。

10月18日、高知市で開催されました第59回四国地区町村議会議長会研修会に議員17名が参加しました。

10月20日、第24回四万十川ウルトラマラソン前夜祭に議長と共に林副議長が出席しました。

10月29日、農業委員会との意見交換会が開催され、産業建設常任委員6名が出席しました。

11月4日から5日、大阪市で開催されましたふるさと土佐交流会に議長と共に吉村議員、武田議員、中屋議員が参加しました。

11月9日から10日、東京都で開催されました関東高知県人大懇親会に林副議長が参加しました。

11月16日、四万十町戦没者追悼式に議員17名が出席しました。

11月17日、一般国道56号片坂バイパス開通式及び祝賀会に議員16名が出席し、関係者と共に開通を祝いました。

同日、平成30年度石の風ぐるま友好都市交流事業に議長と共に林副議長、堀本議会運営委員長、中屋総務常任委員長、下元昇産業建設常任委員長、下元真之広報広聴常任委員長、味元議員が参加しました。

11月29日、十和地域振興局、にぎわい創出課と共に、産業建設常任委員会より下元昇委員長、教育民生常任委員会より武田委員長、橋本章央副委員長、橋本保議員、林議員が徳島県のフォレストアドベンチャー・祖谷を訪問し、ジップラインについて視察研究を行いました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、平成30年12月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の9月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、東庁舎におけます不正ダンパーについてご報告を申し上げます。

本庁舎に使用されておりますカヤバシステムマシナリー社製免震用オイルダンパーにつきましては、本年10月に同社の親会社であるKYB株式会社から、一部の製品が大臣認定の性能評価基準に適合していないことが公表されたところでございます。

この免震用オイルダンパーにつきましては、東庁舎に2基、西庁舎に4基が使用されておりますが、今回公表された不適合品は東庁舎の2基となっております。西庁舎の4基については不適合品ではありませんでした。

10月31日にはKYB株式会社対策本部の2名が来庁し、また、11月13日には執行役員を含む2名が再度来庁し、今回の不適合品についての謝罪と今後の対応についての説明を受けておりまして、東庁舎の安全性を確認するための構造計算につきましては、年内に実施することを確認いたしました。不適合品の交換時期については、現在、交換する装置の増産体制が構築中でありまして具体的な協議は1月以降になるとのことです。

免震用オイルダンパーが不適合品であっても、震度6強から7程度の地震には十分耐え得ることは確認されているようでございますが、今後は、詳細なデータの提出と誠意ある

対応を求め、早期の交換に向けた調整を行ってまいります。

また、交換工事を行うことになりましたら、期間中は騒音等で皆様にご迷惑をおかけいたしますが、その影響を最小限に抑えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、ふるさと納税についてご報告を申し上げます。

ふるさと納税につきましては、寄附者の利便性向上のほか、本町の魅力や特産品を効果的にPRするため、ふるさと納税総合サイト、ふるさとチョイスに加入するなど、返礼品の充実等に取り組んでまいりました結果、昨年度の寄附金総額は12億7,300万円余り、寄附件数は7万9,800件となっております、その全額をふるさと支援基金として積み立てております。

こうした状況の中で、高い返礼率や高額な返礼品等についての是正を促す総務省からの通知を受け、本町といたしましても全国的な状況のほか、制度自体の存続や趣旨を踏まえまして、返礼品生産者と販売事業者で組織されます、ふるさと納税推進協議会での協議を経て、本年7月1日から全返礼品の返礼率を3割以下とし、各ふるさと納税総合サイトのリニューアルや新たな返礼品パンフレットを作成するなど、再スタートしたところでございます。

これらの影響もありまして、寄附金額が当初の予算額を下回る見込みとなりましたので、今議会定例会に提案する補正予算に減額を計上しておりますが、9月以降の寄附金額につきましては、協議会との連携した取組等によりまして、昨年同月の寄附金額を上回っている状況でもございます。

今後も、本町の情報や魅力の発信、地産外商を推進するため、ふるさと納税制度を有効活用いたしますと共に、ふるさと納税の使途や寄附金を活用した事業の成果等の周知も行いながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、自然・体験型観光の取組についてご報告を申し上げます。

来年2019年2月から2020年12月にかけては、高知県では、自然・体験型観光を推進するため、「リョーマの休日自然&体験キャンペーン」と銘打った全国に向けた誘客キャンペーンが展開される予定でございます、その推進に当たりましては、専門性を有する民間企業のノウハウを活用しながら、潜在的な力のある観光資源の発掘や磨き上げ、クラスター化の推進によって自然を活用した外貨を稼ぐ仕組みの構築を目指すこととされております。

自然・体験型の観光資源につきましては、特に本町のような中山間地域に豊富に存在していることから、本町といたしましても、このキャンペーンに連動して取り組み、地域の振興につなげたいと考えているところでございまして、現在、連携事業者の意向確認や平成31年度に向けた施設の整備要望等の調整を行っております。

また、本年度中に実施できる施設整備や情報発信における体験型観光ホームページの作成、さらには来年2月のキャンペーン開始に向けた広報活動展開の事業費等について、今議会定例会に提案する補正予算に計上しております。

今後も引き続き、関連団体等と連携し、協議を行いながら取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、笠の川池災害復旧工事に係る会計実地検査の対応について、ご報告を申し上げます。

笠の川池は、若井地区に位置する堤長36.2m、堤高10.1m、貯水量約2万3,000t、受益面積10haの農業用ため池でございますが、平成26年6月4日の梅雨前線豪雨により決壊し、下流河川の護岸決壊や、し尿処理施設が浸水するなどの被害が発生したところでございます。

当時、その復旧に向けた国の農地農業用施設災害復旧事業の申請に当たりましては、技術的に特殊な案件でございましたので、高知県の全面的な協力のもと、高知県土地改良事業団体連合会に測量・調査・設計・積算の委託を行いまして、県と連合会、町の三者により幾度も協議を重ねております。

復旧工法の決定に際しましては、災害復旧事業の原則となる原形復旧の制約があるため堤体の高さを変更することができないこと、また、原形復旧であっても設計基準で示されている二百年確率洪水流量で堤体を越流する危険性はないことが、中国四国農政局及び四国財務局との事前協議で確認され、原形復旧で行うことの同意を得て、平成26年12月9日におおむね申請通りの内容で査定決定されたものでございます。

復旧事業の実施に当たりましては、平成27年4月8日に高知県須崎農業振興センターの設計審査が完了し、平成27年6月の町議会定例会にて工事請負契約の議決を経て、平成29年1月30日に竣工し、同年2月24日に県の完了検査を受けて実績報告を行っております。

この復旧工事につきましては、本年3月7日に会計検査院の実地検査が行われ、堤体の遮水性ゾーンである鋼土と堤体天端との間の土かぶりについて、標準工法では50cmのとこ

る本件では20cmとの不足しておりまして、農林水産省が監修した災害復旧事業の復旧工法によらない設計であるとの指摘を受けております。

本町といたしましては、関係機関との十分な事前協議を行い、適正な手順を踏んで施工したものでございますが、会計検査院の指摘事項への対応と、より一層の安全性を確保するため、改めて高知県、農林水産省、会計検査院と協議を行い、補完工事の調整が整いましたので、これに必要な設計委託料100万円と請負工事費400万円について、今議会定例会に提案する補正予算に計上しておるところでございます。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第7号から第9号を報告後、日程第8、諮問第2号と第3号の2議案を上程説明、審議、採決後、日程第10、議案第74号から日程第24、議案第88号までの15議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第25、陳情は所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第5、報告第7号専決処分の報告について（訴えの提起について）、日程第6 報告第8号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第7 報告第9号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、以上、報告第7号から報告第9号までの3議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第7号から報告第9号までの専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

まず、報告第7号につきましては、町営住宅滞納家賃の請求の訴えを提訴したものでございます。

本件は、議案書に記載しております相手方の滞納家賃について、本町からの再三にわたる督促状や催告書の送付にも納付がなく、本町と交わした分割納付契約も一切履行されなかったため、滞納家賃の支払を求める訴訟を提起することについて、本年10月1日に専決

処分を行ったものでございます。

続きまして、報告第8号並びに報告第9号は、町道で発生いたしました自動車物損事故の損害について、議案書に記載しております相手方との示談成立により、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものでございます。

まず、報告第8号につきましては、本年7月7日に、町道大道日吉線で落石が発生し、その落石に乗り上げた自動車のタイヤが損傷したものでございまして、その修理費用として2,067円の賠償金を支払うことについて、去る10月16日に専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第9号は、本年9月20日に、町道若井高野線で、茂みに紛れた倒木に自動車と接触し、車体が損傷したものでございまして、その修理費用として26万8,000円の賠償金を支払うことについて、去る11月13日に専決処分を行ったものでございます。

以上、3件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（酒井祥成君） これで提出者の報告を終わります。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 報告7号と報告8号、9号について、少し質問があります。

この報告7号については、先日、経過についてお聞きしました。私は、ある程度これはやむを得ないという判断をしておりますけれども、町長にお尋ねしたいんですけれども、一方、滞納は町の役場の課題の提供だという捉え方をする自治体も全国的には幾つかあります。こういう捉え方は、町長、どうでしょうか。奇想天外なことでしょうか。この点、一点です。

それから、報告8号、9号について、町道における車の損害等について、この事故の補償は全国的な自治体が入っている、そういう保険機構的なものから出されるということをお聞きしておりますが、例えばこの種の事故を起こした場合に、どのような手続が必要でしょうか。これをお尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、滞納家賃のこの手続的なことでございますけれども、基本的にはやはり滞納者の状況も鑑みながら、一定、分納契約という手続も踏んでおるところでございまして、そういった契約上、こういった結果に陥ったときには、こういった行政手続もやむを得ないと

いうように考えておりますので、それもしくは、そのままということではないと思いますので、これは担当部署においていろいろと協議を重ねた結果、こういったことになっておるということとはご理解いただければと思います。

やはり、公平性を担保するという観点からも、一定こういった方向はやむなしと考えておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） では、私のほうから町道等で落石等による車等の損害が起こった場合の賠償の手続についてということでございますので、それについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、加入している保険でございますが、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、高知県町村会を經由いたしまして、損害保険ジャパン日本興亜株式会社というところの保険に加入をしております。

いざ事故が起きた場合というときの損害の賠償の方法でございますが、まず賠償金というのが損害額に過失割合を掛けて賠償額を決定するということになります。過失割合は町と被害者との示談によって決定するということになります。過失割合につきましては保険会社のほうから一定過失割合が、これで被害者と示談交渉をしてくれないかというふうな提示がございますので、その保険会社からの提示割合によって被害者と協議をして合意が得られれば、示談になって、その示談によって保険額が支払われるというふうな流れになります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 報告第7号で非常に基本的なことなんですけど、その滞納期間、これが分からない、書かれてないので、滞納期間を教えてくださいということと、あと、町営住宅に入居する際には町と入居者との間で契約とかが交わされていないか。その契約内容がどのようになっているか、概要がありましたら教えてくださいと思います。

○議長（酒井祥成君） 答弁はありませんか。

建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

滞納額につきましては、平成26年9月から平成30年8月までの58万7,900円でございます。

また、入居時の契約につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 滞納期間はよく読めば分かりました。見落としておりました。

大体4年間にわたる滞納額ということですよ。それで、契約内容は後から教えていた  
(P21 追加答弁あり)  
だいたらいいと思うんですけど、入居時に入居者の資力の査定を町はどのように行っているか。滞納しているということは、やはり生活の困窮が背景にあるということに想定されることなので、その資力の査定をどのように行っているかということを教えていただきたいのですが。入居要件に絡めて。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

入居時につきましては、滞納がないという確認のもと入居決定を行うようになっております。入居の決定につきましては、所得の関係でここからここまでの人は入れるというような審査をしまして、選考委員会で決定するようになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 入居の決定時に滞納がないということはよく意味が分かりませんでした。入居してなかったら滞納はあり得ないので、意味が今、私としては不明でした。

それと、所得案件がある。要するに、所得の幅があるということなんですよ。それは、その金額は教えていただけなかったんですけど、それは公営住宅なので、町営住宅で、当然のことかと思います。

それと、確か町営住宅の入居時には保証人の設定があるかと思います。それも町内在住とかという要件も課せられている。いざというときに連絡がとれるように、などという話を前建設課長から聞いたことがございます。

そこで、ここには保証人が出てこないですよ。その滞納督促、催促に関して、保証人がどのような反応を示されたか。それ、ここにはないので、それも教えていただきたい。

○議長（酒井祥成君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えします。

この件につきましては、連帯保証人が2名ついております。1人は同じく町営住宅入居者で、家賃滞納が本人もあるということで、今後、法的措置予定者となっていて、そちらにこの債権を請求することは、今のところはっておりません。

それと、もう1人の連帯保証人は、当時は働いていたんですが、今は年金収入のみになっていて、この方にも請求はしてないと、そういった理由で。今回は連帯保証人に対しての請求は行っておりません。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 報告第9号について一点だけ事実確認をしておきたいと思います。

この事故について、道路の路面上で起こったのか、そうでないのか。その事実確認を1件しておきたいです。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

道路側に樹木がはみ出ておりまして、その道路側で対向車等をよけるときに樹木に気づかず接触したということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 路面上で起こったのか、それともその山手で起こったのか。この説明でいくと、どうも路面で起こったというような理解がしづらいわけで、これ路面で起こったのか、起こってないかで今後のこういう事故に対する対処方法、かなり違ってくると思うんですが、そこら辺についてもう一回その事実確認を。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの建設課長にちょっと補足で説明させていただきたいんですけど、車の所有者が運転をしていたところ、対向車があったということで、山手側に寄って走行したということで、その際に茂みのほうに紛れておった倒木に気づかずに接触したというふうなのが事故の状況でございます。

この件については、先ほどの岩井議員のほうの質問にも答えさせてもらったように、まずそういうふうな事故が起きた場合に、保険会社のほうに連絡をして、保険会社のほうか

ら指示を仰ぐといったような流れになります。

それで、今回の場合は、その保険会社のほうに写真の状況とかそれから事故の状況とかを報告した際に、保険対象の案件であるというふうな判断をいただいたので、今回の賠償になったということになります。

今後のことについては、またそれぞれのケース・バイ・ケースによって臨機応変とは言いませんけれど、保険会社のほうの指示を仰ぎながら対応していくというふうな形になるうかと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員、野中国世氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方司法局長からの推薦依頼により候補者を推薦するものでございまして、新たに四万十町仁井田にお住まいの山本弘光氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

山本氏は、四万十町役場を退職後、地元仁井田地区の区長に選任されるなど、地域の人々の信頼も厚く、また、町役場在職中は自治体職員の立場から人権問題に深く関わってこられました。

福祉部門や人権担当部署における勤務経験と共に、老人ホーム所長として高齢者の人権についても関わってこられたことから、これらの経験を生かし、人権擁護委員としての使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員市川絢子氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼により候補者を推薦するものでございまして、新たに四万十町香月が丘にお住まいの中津吉弘氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

中津氏は、平成28年3月に退職されるまでの37年間、県立学校教員として勤務に携わり、在職中は同和教育主任を務めるなど、学校教育全体の中で人権問題に関わり継続的に実践してこられました。人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、温厚誠実な人柄は、人権擁護委員として最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

り、適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第10、議案第74号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第74号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議員の報酬の額につきましては、平成25年7月に一部の改正は行っておりますが、基本的な額は平成18年3月の本町発足以来、約12年間改訂されていない状況がございます。

この間、議員の定数は、合併後の選挙時の26人から18人にまで削減し、さらに次期からは16人となります。

議員につきましては、町民全体の代表者・奉仕者でございまして、定数の削減により、徐々に議員一人当たりの責任が重くなってきたところでございます。

また、議会において本町の方向性等を論議するに当たりまして、子育て世代の意見を反映させることが重要であると以前から思っておりまして、平成29年11月13日付で議会議長から四万十町議会議員報酬の見直しを求める要望書が提出されたことから、議員報酬について改めて検討いたしまして、子育て世代が議員活動のみで生活できる報酬額とする必要があると考えたところでございます。

他の自治体の状況を申し上げますと、議員定数の削減につきましては、本町と同様に行われておりますが、その際には、報酬額の改訂も合わせて検討されているようでございます。

本町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、報酬額は一部改正にとどまっておりますところでございまして、議員定数が合併当時の3分の2以下になることが決定しているこの度、報酬額の改訂を行うものでございます。

このことにつきまして、本年10月18日に開催されました四万十町特別職報酬等審議会において審議されまして、その中で現在の議員活動の状況等からは改正後の報酬額が高額となりすぎるという意見もございましたが、今後の議員自身のレベルアップ、議員活動の拡充、さらには今まで以上に責任を持って職務を遂行していただくことによる地域の活性化、執行部との議論等も是々非々で対応していただくことを期待するというところで、改正

の内容については適当であるという答申をいただいております。

また、先月15日までに実施いたしました、意見公募手続におきまして、議員は手弁当でという意見もございましたが、この意見については、意見公募の対象とした報酬の改訂には直接関係ない、国・都道府県区市町村の議員は必要ないという、現在の議会制度自体を否定する個人の主観が記載されておりまして、その主観に基づく意見と読み取れるものでございました。

そのため、本町といたしましては、議会制度自体の否定に基づく、この意見については、今回の議員報酬の改訂についての直接の反対意見ではないという判断をすると共に、議員は住民のために重要な役割があるという議会制度を肯定した内容を回答として公表し、今回、提案させていただいたものでございます。

なお、全国的に議員のなり手不足が心配されている状況がございますが、今回の改正によりまして、少しでもその解消につながればとも考えておるところでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第11、議案第75号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、主に平成30年8月10日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿いまして、一般職の職員の給料月額、初任給調整手

当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改訂を行うものでございます。

改正の内容でございますが、本年4月1日から適用するものとしまして、給料表の改訂、医療職給料表（１）の適用を受けます医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万4,300円から41万4,800円に、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を5万700円から5万800円に引き上げる初任給調整手当の改訂と、患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を3万円から3万1,500円に、患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を4,800円から5,000円に、その他の宿日直勤務に対する手当の支給限度額を4,200円から4,400円に引き上げる宿日直手当の改訂となっております。

看護師の宿日直手当の改訂につきましては、人事院勧告の内容には含まれておりませんが、医師及びその他の改訂を行うため、合わせて一定の改訂を行うものでございます。

また、本年12月勤勉手当の改訂としまして、再任用職員以外の職員の支給率を100分の90から100分の95に、再任用職員の支給率を100分の42.5から100分の47.5に引き上げることとしております。

来年度から施行するものとしまして、期末手当の支給率を、再任用職員以外の職員については、6月100分の122.5、12月100分の137.5から一律100分の130に、再任用職員については一律100分の72.5に、勤勉手当の支給率を、第1条の改訂内容から、再任用職員以外の職員については、6月、12月とも100分の92.5に、再任用職員については6月、12月とも100分の45に改訂するものでございます。

この改正に伴います本年度の影響額でございますが、後にご説明をさせていただきます12月補正予算の中で、給料額で370万円程度、諸手当で540万円程度と見込んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第12、議案第76号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第77号四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、以上、議案第76号及び議案第77号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について並びに議案第77号四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの2議案につきましては、本町における生活排水による河川環境への負荷軽減の施策といたしまして推進しております、公共下水道及び農業集落排水処理施設の接続率の向上並びに合併処理浄化槽の普及に際しまして、それぞれの施設を使用する町民の負担の均衡を図る観点から、公共下水道並びに農業集落排水処理施設の使用料を改訂するため、それぞれの条例を改正するものでございます。

まず、議案第76号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、公共下水道の使用料について、基本料金を10%、超過料金を20%、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第77号四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、農業集落排水処理施設の使用料を、公共下水道と同額とし、世帯の人数による料金体系から、水道使用料による料金体系に変更するものでございます。

また、受益者負担分担金についても公共下水道と同額といたします。

以上、2議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号及び議案第77号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号及び議案第77号

の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第14、議案第78号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第78号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町昭和ふるさと交流センターは、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人の共生を大切にする心を涵養すると共に、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資することを目的に設置した施設でございます。

本施設は、平成28年4月から現在まで、一般社団法人四万十町観光協会が指定管理者として業務を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了いたします。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募いたしましたところ、一般社団法人四万十町観光協会からのみ応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査した結果、候補者として同法人を選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

暫時休憩したいと思います。10時40分まで休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど16番西原議員の質疑の中で答弁漏れがあったということですので、税務課長松田好文君の答弁をお願いしたいと思います。

税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 先ほど報告第7号専決処分の報告について（訴えの提起について）という件で、16番西原議員より契約内容についての質問がありましたが、答弁できませんでしたので、改めて答弁させていただきます。

契約については結んでおりません。そのかわり、誓約書を提出してもらっております。そして、その内容については、公営住宅への入居については、公営住宅法、四万十町公営住宅条例、四万十町公営住宅条例管理規則及びその他の指示命令等を遵守することはもとより、家賃を滞納した場合、または入居者の責めに帰すべき事由によって公営住宅若しくは共同施設等に損害を与え、原状回復の費用について入居者が負担できない場合は、連帯保証人が責任を持って弁済します。なお、規定に違反して処分されても決して異議はありません。連帯保証人連署をもって誓約します、という内容で、誓約書を提出してもらっております。連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書も添付してもらっているという形で、契約にかえた誓約書ということで提出してもらっているということです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 以上で答弁を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（酒井祥成君） 日程第15、議案第79号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度発生した台風などの豪雨災害による災害復旧費の追加計上や、いわゆるふるさと納税につきまして寄附額の減収見込みや、それに伴う関連経費の見直しなどを始め、9月補正予算後に生じた重要かつ緊急性の高い事業や施設の維持修繕、事

業費の精査等に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順に説明申し上げます。

まず、1款議会費でございますが、さきの議案第74号でご提案いたしました、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直し等を行った結果、議員報酬で94万3,000円を追加計上する一方、研修旅費など実績見込みに合わせて見直しを行った結果、議会費全体で172万8,000円の減額補正となっております。

続きまして、2款総務費でございますが、電算管理費では、本庁舎で実施しております全体会議の効率化や災害時における対策本部間の情報共有、伝達の強化を図るため、本庁と各地域振興局を結ぶWeb会議システムを導入するための費用として委託料56万8,000円を計上したほか、企画費では移住・定住促進事業として整備を進めております、中間管理住宅の整備費として2,011万8,000円を追加計上する一方、ふるさと支援寄附金の減収見込みなどに伴いまして、返礼品等に係るふるさと支援推進事業費6,254万5,000円を減額すると共に、財産管理費でふるさと支援基金積立金3億4,003万1,000円を減額するなど、総務費全体で3億7,909万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、3款民生費でございますが、社会福祉総務費では国民健康保険特別会計繰出金763万9,000円を減額したほか、介護保険事業費で介護保険特別会計繰出金1,447万8,000円を減額する一方、障害福祉費では、前年度に交付のありました各事業への交付金等の精算により、国・県への過年度分返還金として1,654万3,000円を計上したほか、老人福祉施設費では高齢者生活支援ハウスの電動介護用ベッドを整備するための備品購入費として140万4,000円を計上するなど、民生費全体で270万3,000円の追加補正となっております。

続きまして、4款衛生費でございますが、環境衛生費では、四万十川水産資源回復事業として278万5,000円を計上したほか、クリーンセンター銀河運営費では、焼却灰の埋立て貯留施設の延命化を図るため368万円を計上するなど、衛生費全体で897万9,000円の追加計上となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、農業振興費では、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行ったほか、養液栽培施設により発生する廃液の処理装置の導入促進のために、環境保全型農業推進事業費補助金1,471万5,000円を追加計上したほか、農地費では、農業用水路の整備事業として農地耕作条件改善工事費で2,850万円を追加計上いたしております。

また、林業振興費でも、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行うなど、農林水産業費全体で2,214万円の減額補正となっております。

続きまして、7款商工費でございますが、観光費では、町内周遊観光を促進するために周遊促進企画業務委託料312万8,000円を計上したほか、観光協会のホームページを町外観光客に向けた体験型観光用に改修するために、観光拠点等整備事業費補助金169万7,000円を計上するなど、商工費全体で1,240万8,000円の追加補正となっております。

続きまして、8款土木費でございますが、道路新設改良費では、橋りょう修繕事業において事業の実施に合わせて所要の見直しを行ったほか、町道単独改良事業で学校前線の用地購入費130万5,000円を追加計上しております。

また、河川費では、河川維持補修工事費として150万円を追加計上するなど、土木費全体で81万3,000円の追加補正となっております。

続きまして、9款消防費でございますが、消防施設費では、老朽防火水槽撤去工事費として142万6,000円を計上したほか、防災費ではホテル幸解体工事における周辺住宅への損失事後調査委託料として230万円を計上する一方、実績に伴い解体工事費874万6,000円を減額したほか、本年度の実績見込みに合わせて緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金を1,586万7,000円減額するなど、消防費全体で1,972万8,000円の減額補正となっております。

続きまして、10款教育費でございますが、学校給食費では、窪川学校給食センターで使用しております業務用エコキュートの修繕料として151万2,000円を計上するなど、教育費全体で558万4,000円の追加補正となっております。

続きまして、11款災害復旧費でございますが、本年度の台風などの豪雨災害による公共施設及び農業用施設等の災害復旧に係る経費を追加計上したほか、会計実地検査にて指摘のありました笠の川池の安全性確保のための補完工事費を計上するなど、災害復旧費全体で7,363万3,000円の追加補正となっております。

続きまして、12款公債費でございますが、前年度に実施いたしました繰上償還による影響や前年度借入分の借入額及び借入利率の改訂等に伴いまして、元金及び利子について見直しを行った結果、合わせて747万2,000円の減額補正となっております。

最後に、職員の人件費でございますけれども、これまでの実績に基づく各費目の見直しと共に、さきの議案第75号でご提案いたしました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直し等を行った結果、給料で530万2,000円の減額、職員手当及

び共済費で980万3,000円の増額となり、合わせて450万1,000円の増額補正となっております。

また、各特別会計への繰出金につきましても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、ふるさと支援寄附金を3億4,000万円減額の9億6,000万円と見込みまして、また財政調整基金につきましては、町単独で行います災害復旧事業における激甚災害の指定を受け、災害復旧事業債を適用したことによる単独分の起債額720万円分を減額しております。

そのほか、各事業で進捗状況等をもとに国・県支出金や町債等の特定財源について精査を行うと共に、なお不足する財源につきましても普通交付税の留保分1,135万4,000円で対応することとしており、補正後における普通交付税の留保額は2,787万3,000円となっております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3億2,300万円の減額補正となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ166億4,500万円となっております。

続きまして、第2表の継続費でございますが、吉見川浸水対策として行います、雨水公共下水道事業におきまして、全体事業費の明確化と財政的な裏づけも明らかにする必要がありますため、地方自治法第212条第1項の規定により、継続費として設定するものでありまして、調整池及びポンプ等建設に係る工事費及び水処理施設の電気機械設備工事費までの事業費7億300万円を2か年度に割当て計上いたしました。

最後に、地方債の補正でございますが、第3表に記載のとおり、事業内容の見直し等に伴う災害復旧事業債、過疎対策事業債等の変更につきまして限度額の変更を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第16、議案第80号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第81号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第82号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第83号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第84号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第85号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第80号から議案第85号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第80号から議案第85号までの各特別会計補正予算案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第80号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、人件費の減額見込み等により、総務費で353万6,000円減額する一方、医療費の増加見込みに伴いまして保険給付費で6,567万7,000円、過年度分の精算額として諸支出金で305万6,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきまして、繰入金で保険基盤安定繰入金並びに給与費等繰入金等を763万9,000円減額する一方、県支出金で保険給付費等交付金を6,255万6,000円追加計上いたしております。

これによりまして、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ5,490万円の追加補正となり、累計予算総額は25億8,780万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る11月28日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第81号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算

(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、歳出につきましては人件費等の見直しにより、総務費で223万4,000円を減額する一方、公債費で3万4,000円を追加計上いたしております。

歳入につきましては、診療収入を38万9,000円追加計上する一方、繰入金で258万9,000円を減額いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ220万円の減額補正となり、累計予算総額は3億6,170万円となっております。

続きまして、議案第82号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出につきましては、総務費で24万4,000円、医業費で100万1,000円、積立金で25万5,000円を、それぞれ追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、診療収入で150万円を追加計上いたしております。

これによりまして、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ150万円の追加補正となり、累計予算総額は1億2,670万円となっております。

続きまして、議案第83号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、歳出につきましては、総務費で10万円を減額いたしております。

また、歳入につきましても、繰入金で10万円を減額いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は1,020万円となっております。

続きまして、議案第84号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、歳出につきましては、職員手当及び共済費の変更により、総務費で2,000円を追加計上する一方、広域連合納付金を2,000円減額いたしております。

また、歳入につきましては、保険料を減額する一方、繰越金の追加計上を行うなど、所

要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の3億3,340万円となっております。

続きまして、議案第85号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、本年度の事業実績見込みに基づきまして、必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費の見直しを行っております。

主な補正内容といたしましては、保険給付費におきまして1億2,700万円を減額する一方、地域支援事業費におきまして、介護予防・生活支援サービス事業費などで369万円を追加計上いたしております。

また、歳入につきましては、国庫支出金を減額するなど、所要の予算措置を講じております。

これによりまして、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億710万円の減額補正となり、累計予算総額は27億6,600万円となっております。

以上6件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第85号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号から議案第85号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第22、議案第86号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第87号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正

予算（第2号）、日程第24、議案第88号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第86号から議案第88号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号及び議案第87号の各特別会計補正予算並びに議案第88号の水道事業会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第86号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、総務費におきまして、人件費等の見直しにより、総務管理費で2,000円、維持管理費で、主に配水管、ポンプ等の修繕費といたしまして239万8,000円を追加計上いたしております。

また、歳入につきましては、繰入金で240万円を追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ240万円の追加補正となり、累計予算総額は5億7,860万円となっております。

続きまして、議案第87号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、事業費の維持管理費におきまして、マンホールの修繕費といたしまして90万円を追加計上いたしております。

また、歳入につきましては、繰入金で90万円を追加計上いたしております。

これにより、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ90万円の追加補正となり、累計予算総額は5,670万円となっております。

続きまして、議案第88号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出の営業費用におきまして、人件費で4万6,000円を追加計上いたしております。

以上、3件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第88号までの3議案について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号から議案第88号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第25、陳情を議題とします。

本日までに受理をいたしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時05分 散会